

南砺市農業委員会第17回総会会議録

- 1.招集日時 平成27年 11月 7日
- 2.開会時刻 平成27年 12月 1日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成27年 12月 1日 午後3時05分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 23名 欠席委員5名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	出
2	齊藤 勇一	欠	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	出
4	上田 憲仁	欠	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	出
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	欠
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	出	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	欠	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	欠

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第71号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第72号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第73号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認に

	ついて
議案第 74 号	農用地利用集積計画（案）の決定について
協議第 13 号	農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について
報告第 25 号	農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 久保 明子

9.会議の概要

事務局長	<p>本日、庵会長、2 齊藤委員、4 上田委員、13 大谷委員、24 小橋委員より欠席の旨の通知がありましたので、ご報告いたします。出席委員は 28 名中 23 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しておりますので、総会が成立することをここにお知らせします。また、農業委員会規程第 5 条により会長不在のときは職務代理者がその職務を代理する事になっておりますので、この後の議事進行につきましては職務代理の池田委員にお願いします。</p> <p>それでは、ただ今より第 17 回総会を開会いたします。まず、はじめに会長より挨拶をお願いいたします。</p>
職務代理	<p>会長不在のため、私の方で本日の議事を進めさせていただきたいと思えます。みなさま方の協力を得まして進めていきますのでよろしく申し上げます。</p>
議長 (職務代理)	<p>それでは只今より委員会を進めていきます。</p> <p>これより議事に入りたいと思えます。</p> <p>まず、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>8 番梅本兵造委員、9 番池田又次郎委員お願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 71 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。(3 条について説明)</p>
事務局	<p>＝議案第 71 号について議案書をもとに朗読・説明＝</p>

今回は1件の申請がありました。面積は田 200.00 m²、畑 0.00 m² 計 200.00 m²です。所有権移転に関するものです。

受付番号 1 番は、申請地は譲受人の耕作地に囲まれた状況のため、譲受人が既存地と一体として利用し、耕作の利便性向上を図るものです。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長 議案第 71 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に、議案第 72 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局 = 議案第 72 号について議案書をもとに朗読・説明 =

今回は全部で1件の申請がありました。面積は田 98.00 m²、畑 0.00 m²、計 98.00 m²です。

住宅敷地 1 件 田 1 筆 98 m²

受付番号 1 番は、申請人は定年を迎えるにあたり、地元に戻る予定です。既存の住宅は道路幅の狭い込み入った地域にあり、老朽化も著しく、新築をする場合建ぺい率の関係上希望の住宅建築が不可能です。駐車場も無く青空駐車をしていることから、今回申請地に新たに住宅を建てたいというものです。申請地隣接に申請人の亡き母が居住していた宅地があり、その土地とあわせて住宅を計画しているものです。農地区分は、都市計画法上の用途地域（準住居）であることから3種農地と判断されます。

議長 何か質疑ありますか。

(異議なし)

議長

議案第 72 号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に、議案第 73 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

事務局

＝議案第 73 号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回は全部で 2 件の申請がありました。面積は田 5,503.00 m²、畑 0.00 m²、計 5,503.00 m²です。

車庫兼倉庫建築・駐車場	1 件	田 1 筆	5,075 m ²
住宅敷地	1 件	田 1 筆	428 m ²

受付番号 1 番は、都市計画道路事業施工にあたり申請人である会社の車庫が施工ルート上にあり、取り壊しが計画され、やむなく移動が必要とされています。また既存建屋が手狭となり野外ヤードに仮置きしています。本社と隣接して建設することで、野外作業ヤードとも一貫したレイアウト、導線計画が容易となり、荷造り・荷役・保管・輸送の各作業を体系的に結びつけ、スピードアップ等の能力向上が図られると考えこの場所に車庫兼倉庫、駐車場を計画したものです。農地区分は、10ha 以上の広がりをもつ農地ということで 1 種農地と判断され許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 2 番は、昨年子どもが誕生し、アパートでの生活は手狭になってきたため住宅を建築しようとして計画したものです。農地区分は、下水管及び水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の市道の沿道の区域に位置し、かつ 500m 以内に 2 つ以上の公共施設があることから 3 種農地と判断されます。

議長

受付番 15 番は 1,000 m²以上の案件ですので、担当委員さんのコメントをいただきたいと思います。担当の澁谷委員さんコメントをお願いします。

澁谷委員

除外時からの変更も聞いていない。問題ないと考える。

議長

何か質疑ありますか。

百島委員	面積が大きいですが、雨水等排水計画は問題ないか
事務局	開発行為案件でありますし、特に雨水排水については関係機関と協議されており問題ないと考えます。
議長	ほかに質疑ありますか。 (異議なし)
議長	議案第 73 号は原案どおり議決させていただきます。
議長	次に、議案第 74 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をします。
事務局	今回は設定が 101 件、154 筆の申請があがっています。面積は、田 188,124.17 m ² 、畑 12,715.00 m ² 、計 200,839.17 m ² です。 ＝議案第 74 号について議案書をもとに内容説明＝ いずれも農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
議長	何かご質疑ありますか。 (異議なし)
議長	議案第 74 号は原案どおり議決させていただきます。
議長	次に協議事項に入ります。
議長	協議第 13 号「農業振興地域整備計画の農用地区域からの除外及び農用地区域への編入について」を議題とします。事務局より説明を求めます。
事務局	＝協議第 13 号について議案書をもとに朗読・説明＝

受付番号 1 番は、近年、事業実績は順調に推移しており、建設機械（油圧ショベル・ホイールローダー・ブルドーザ・除雪車等の点検・整備は、民間、地方公共団体からの受注が増加し、現在の敷地面積では手狭となっており、今後の事業展開からも新たに従業員の駐車場用地を取得し、現駐車場を業務用車両及び建設機械置き場として活用することにより、事業の拡大と経営の安定を図るものです。農地区分は、3種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 2 番は、願出者は農家の長男で、両親・祖父母と 3 世帯同居していますが、結婚して子供でき、家族が増え 8 人家族となり、生活スペースが足りないため分家して住宅を建築するものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号 3 番は、申請人はこれまで住宅敷地にあった農舎と住宅前を野外作業場として使用し、家族で農作業を行ってききましたが、大型農用機械の購入に伴い昭和 52 年頃から 3 軒で共同農作業を行う事になった。大型農用機械での作業は既存の農舎や作業場では大変手狭で危険も伴う事から、広い農舎兼屋内外農作業場が必要になり、既存施設の隣接地で道路からも安全に出入りでき、作業の利便性や効率面、農機具の管理面を考慮すると適地であったことから、申請地に農舎新設と屋外農用スペースを整備しました。又、以前より住宅敷地と隣接する北側の農地の形状が歪で農作業がし辛く不便であったことから、大型農用機械での作業に伴い農舎敷地の形状とあわせて整備し、住宅との間部分の残地は高低差があると危険なので土盛りをしました。その後新築住宅敷地と農用スペースとして使用してきました。今後も大型農機具格納庫や屋内外農用スペースとして使用していく予定で、早急に対処したく申請するもので、農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当することから、適合するものと考えられます。

受付番号 4 番は、申請人は、請負耕作と干し柿栽培加工を妻と長男、季節労働者 4 人で営んでいます。作業場及び資材、農用機械は自宅敷地内の農舎を使用し保管していますが、年々請負耕作地や干し柿加工の増加に伴い、大型農用機械や資材、干し柿用台車等に農舎内の場所が取られ、作業スペースが大変手狭になってきました。屋内作業場で稲作や干し柿

加工作業をしていますが農作物運搬に農舎内や既存敷地内を頻繁にリフトが出入りすることから、スペースが狭い事で作業や機械、資材との接触等効率や利便性が大変悪く危険を伴い兼ねない状態になっています。しかし現在は他に場所が無く農舎内の資材や機械を出し入れしながら何とか場所を確保し作業を行っている状態で、作業の際には不安を感じていました。屋外資材置き場については、毎年苗箱が 650 箱並ぶ育苗用ハウスを 5 棟設置していますがこのハウスは鉄柱を 1 棟につき 25 本、ビニールを押さえる土壌を約 40 個使用し、ハウスを使用しない時期は取り壊して保管することから、大量の資材を保管する場所が必要なため申請をするもので、農地区分は、1 種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当することから、適合するものと考えられます。

受付番号 5 番は、願出地は宅地と農道の間であり、狭いところでは 5m ほどの歪な形状をした土地で、これまで大型農用機械での作業等が大変不便でした。隣接宅地には 18 床の個人部屋と共同スペースがある施設と駐車場を新設予定で、隣接地のみでは緊急車両等が停車出来る場所が確保出来なくなることから、今般この地を施設用地の一部として使用したく申請するものです。1 種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

受付番号 6 番は、既存営業所はこれまでの業務拡大により手狭となっており、建物の老朽化により建て替えも喫緊の課題となっているものです。従業員も当初の 5 人から現在は 20 人と大幅に増加し、既存敷地では駐車場も確保できず他所に駐車場を賃借しているものです。この駐車場は 2 カ所に分かれ且つ営業所より 1.2Km と 330m と大変離れた場所にあるため社員には大変負担を掛けており、冬場や悪天候の際には特に業務にも影響が出ているものです。また福利厚生的一面においても早急に改善すべきと苦慮していたものです。そこで新社屋の建設、従業員駐車場の確保を実施するため隣接地の敷地を入手しようと交渉しましたが不調に終わり、南砺市とも協議しながら何カ所か適地を交渉しました。しかし土地単価、形状、面積、地区の同意他、合意に至らなかったものです。営業所に近い申請地も候補地となり、社内及び関連会社、取引業者等検討したところ、道路面でも移動等利便性が良く、関連会社とも近く資材搬出入も便利であり、従業員駐車場も確保でき、地区の同意も得られたことからここに新社屋を建

築しようとして計画するものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の隣接する土地との一体利用に該当することから、適合するものと考えられます。

受付番号7番は、譲受人は市内のアパートに住まいしております。家族構成は夫婦・子1人の3人です。今後家族がふえることから、現在の住まいでは不便であるため新たに新居を建築するものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられる。

受付番号8番は、願出者は農家の長男で結婚して隣市のアパートで生活していますが、子供が出来ることもあり実家の近くに分家住宅を建てようとしています。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の集落接続に該当すると考えられます。

受付番号9番は、願出者である会社は近年の健康志向の高まりに伴い、増産の必要性が出てきました。従業員も増員予定で、製品を増産するため倉庫が必要になったものです。農地区分は、1種農地と判断され、転用許可基準の既存地拡張に該当すると考えられます。

編入については今回3件の申請がありました。

いずれの案件も、土地基盤整備事業導入の為に将来にわたり生産性と営農効率の維持向上を図っていくため、願出地を農振農用地区域へ編入するものであります。

議長 除外の受付番号6番と9番は1,000㎡以上の案件ですので、担当委員さんのコメントをいただきたいと思います。まず受付番号6番担当の百島委員さんコメントをお願いします。

百島委員 地区説明会も開いている。雨水対策についても調整池を設けることになっており問題ないと思う。

議長 続いて受付番号9番担当の石尾委員さんコメントをお願いします。

石尾委員 地区、土地改良区、隣接者等からの同意が得られており問題ないと思う。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

了解いただいたということで次に進みます。

次に報告事項に入ります。

議長

報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局

今回は 23 件の届出がありました。田 75,518.00 m²、畑 0.00 m²、計 75,518.00 m²です。

=報告第 25 号について説明=

受付番号 1 番は、議案第 72 号農地法第 4 条の受付番号 1 に関係するものです。

受付番号 2 番から 5 番は、議案第 73 号農地法第 5 条の受付番号 1 番 2 番に関係するものです。

受付番号 6 番から 20 番は、中間管理事業による権利設定のための解約です。

受付番号 21 番から 23 番は、一度解約し新たに利用権設定されるものです。

議長

何かご質疑ありますか。

(異議なし)

議長

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

議長

次にその他の案件に入ります。

○地区別流動化率について

○中核農業者連絡協議会 視察研修について

平成 27 年 12 月 11 日 (金)

○利用状況調査について

○次回の委員会 平成 28 年 1 月 7 日 (木) 午後 3 時から

議長 何かご質疑はありますか。

(発言なし)

議長 以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長 その他、何かご意見はありますか。

(発言なし)

議長 以上をもちまして、南砺市農業委員会第 17 回総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後 2 時 55 分)

議事の正確なるを証して署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長